

第三者評価結果

事業所名：北寺尾むつみ保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨を捉え作成し、保育所保育指針にある10の姿を目ざしています。また保育所の理念、方針を基に児童福祉法、保育所保育指針に基づいて作成しています。子どもの発達過程について、月齢・年齢を目安に設定し、個別配慮や長時間保育、子どもの家庭状況、地域の実態を考慮して作成して、地域支援、保護者支援、小学校との連携も大切にしています。全体的な計画は、毎年度末に内容の確認・検討を行い、振り返りを次年度に生かして全職員で作成し、共通理解を持って保育にあたるように努めています。しかし、現実的には、いまだ多くの職員での話し合いが十分とは言えない状況です。今後はもっと多くの職員がかかわって見直しが行われることが望まれます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>園舎は採光が良好で、室内では、エアコン・扇風機・加湿器・空気清浄機を用いて、定期的に換気を行い、感染症対策に努めています。午睡チェック表に温度と湿度を記載しています。保育室、ドア、手すりなど、ふだんよく触るところは、毎日清掃・消毒をして衛生管理に努めています。午睡用布団についてはコット（簡易ベッド）を使用し、清潔保持を心がけています。保育室は、年齢、発達に見合った仕様に変更しています。一人ひとりの保育時間や生活リズムを考慮し、活動や休息等がとれる環境構成に努めています。手洗い場やトイレは毎日清掃を行い、清潔を保っていて、ドアは、指はさみ等のけががないよう安全に努めています。現在もパーティション等でコーナーを作ることもありますが、今後はもう少し子どもたちがくつろいでゆっくり過ごせる場所の設定が望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの心身の成長や課題については、入園時の家庭との面談や園児個票、児童票を活用し、生育歴や発達状況を把握し尊重しています。保育士は子どもの気持ちに寄り添い、スキンシップを図り、安心して自分の気持ちを表現することができるように努めています。表現することが難しい子どもには、保育士が気持ちをくみ取って代弁し、理解しようと努めています。保育士は、子どもの気持ちに寄り添い、うまく自分の気持ちを伝えられない子どもの言葉を代弁し、肯定的に言葉を受け止めるなど、子どもとの信頼関係が育つように努めています。職員は「リフレーミング辞書」等で否定語や肯定語について勉強し、日々の保育を振り返り、言葉遣いや子どもへの対応の仕方を確認しています。その振り返りを職員間で共有し、話し合いを行うことで、より良いかわりにつなげています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園では家庭での子どもの様子を把握して、子どもの姿について保護者と共有しています。クラスの話合い、乳児・幼児の話合い、職員会議にて一人ひとりの子どもの発達に合わせた食事、睡眠、排泄、身支度などの援助を行っています。子どもが日々の生活の中で楽しく生活習慣を身につけられる工夫をしています。日常の着替え、片付けなどでは、子どもが自分でしてみようという気持ちを大切にしています。保育士が歌をうたいながら、着替えの順番を教えるなどしています。保育士は、子どもができた時には褒め言葉をかけ、子どもが自信を持ち、興味や関心を持てるようにしています。手洗い・うがいは、見ながら行えるよう、手洗い場に手洗い・うがいの方法やその理由等もイラストで掲示し、手洗いは保育士がいっしょになって手を洗い、実践的に手洗いの大切さを伝えていきます。絵本から用いた「もったいないばあさん」など啓発活動の取り組みをしています。手洗いの大切さや虫歯の話パネルシアターや絵本などで楽しみながら生活習慣の大切さが伝わるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>園は子どもの自主性や主体性を保育の中で大切にし、各保育室には、年齢に応じたさまざまなおもちゃや絵本が子どもの手の届くところに準備されており、コーナー遊びを基に、年齢に合わせて自主的に遊びこめる環境を設定しています。指導計画や行事の取り組みは、子ども主体になるよう、子どもの姿や興味、関心に着目し、子どもの思いや意見を引き出し反映しています。みんなで協力して運動会や発表会の準備をします。その中でさまざまなことを子ども自身が感じ合えるように保育士は仲立ちをしています。散歩では交通ルールを学び、公園では公共の場での遊び方を学んでいます。廃材や自然物など、いろいろな素材で製作したり、アフタースクールの絵画や英語、ダンス等で一人ひとりの自由な表現ができるようにしたりしています。コロナ禍のため、地域の方との交流が難しい現状ですが、今後何ができるのかを検討し、地域の方との交流をしていくことが期待されます。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 保育室は、発達に応じて室内環境を見直し、おもちゃや絵本は自分たちで取り出しやすく、自由に遊べる環境になっています。0歳児の保育室は静かな環境で子どもたちは落ち着いて過ごしています。保育士との愛着関係が持てるように同じ保育士が可能な限り受け入れられるようシフトの配慮をしています。一人ひとりの健康状態や家庭で過ごす時間も含めた1日を見通した保育を意識し、安定して過ごせるよう、睡眠の保障や授乳、食事時間に配慮しています。一人ひとりの欲求や要求に応答的なかわりを行い、子どもが安心感や心地よさを感じられるようかかわっています。園庭で他クラスの子どもたちとふれあい、遊んでいます。家庭とは連絡帳や送迎時に園や家庭での様子を伝え合い、成長をともに喜び、共有できるように連携を密にしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳未満児は個別の計画を立てて保育を行い、自我の育ち、自己主張を受け止めるため、職員全員で連携して一人ひとりに合わせたかわりを行っています。安全に配慮した環境設定のもと、探索活動を通して子どもの興味や関心を広げ、自発的な動きを見守り、子どもの発見や感じたことを大切にしています。保育士は一人遊びを大事にしながら友だちとのかわりを仲立ちをしています。おもちゃなどの貸し借りができるよう保育士が声かけしたり、子どもの気持ちを代弁したりしています。園庭遊びでは幼児クラスとの交流があり、年上の子どもに遊んでもらうことで、異年齢のかわりを楽しみ、優しくしてもらう喜びや心地良さを感じることができています。外部講師や調理員が子どもに声をかけたり挨拶をしたりする等の交流があります。保護者とは、日々の送迎時や連絡帳面談等を通して、子どもの様子を共有し、トイレトレーニングについても、保護者の意向を確認し、同意を得ながら進めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 子どもたちの好きなこと、興味や関心を大切に、一人ひとりの考えを出し合える場を作り、保育士は遊びを発展させ、友だちの頑張っている姿をクラスみんなで認め合えるようなかかわりを作っています。行事の取り組みも遊びの延長線上ととらえ、子どもたちが主体的に意欲的に取り組めるようにしています。3歳児は、しっぽ取りなどルールのある遊びを友だちと楽しく遊び、4歳児は、運動会や発表会での活動を通じ、友だちの意見を聞いて共感したりしながら集団の中で自分の力を発揮できるようにしています。5歳児は、みんなで協力し、お店屋さんごっここの売り物を製作したり、夏祭りの飾りつけ等の活動を通して主体性をはぐくんでいます。園児の就学先には、一人ひとりの育ちや取り組み等を保育所児童保育要録に記録し、引き継いでいます。園での活動の様子を毎日のボード(その日の活動)、クラス便り、月2回のインターネット上での写真販売で保護者に知ってもらえるよう努めています。コロナ禍でできていませんが、今後は、地域とのさらなる交流ができることを期待します。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 多目的トイレがあり、室内はフラットでバリアフリーになっています。園長は職員研修計画を立て、保育士に障がい児保育のキャリアアップ研修の受講を促しています。子どもの様子は職員会議で共有しています。配慮が必要な子どもには、横浜市東部地域療育センターの巡回相談を活用する仕組みがあります。横浜市東部地域療育センターと連携し、具体的な助言をもらい、個別月間指導計画を作成し、集団の中で安心して過ごせるようにしています。子どもの発達や興味に合わせた玩具を用意したり、衝立や別の部屋を使ったりして安心できるようにしています。全体的な計画や重要事項説明書、事業計画に、障がい児保育における園の姿勢を明記していますが、今後はさらにていねいに保護者への説明を行うことが望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 長時間保育については、子ども一人ひとりとしていねいにかかわり、パーティションやマットを活用し、子どもが横になれるようにするなど、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えています。情緒の安定や生活リズムに配慮して、子どもの主体性を大切に、年齢ごとの指導計画を作成しています。職員は、スキンシップを多くとり、子どもがさみしさを感じないように配慮しています。朝夕の延長保育の時間帯になったら、乳児、幼児の異年齢保育を行っています。部屋の中でもテーブルでの遊び、床のマットでの遊びなど、コーナーを設けて子どもたちが分かれて落ち着いて遊べるようにしています。家庭で過ごす時間も含めた1日を通した保育を心がけ、必要に応じて午睡時間の配慮をしたり、休息等個別対応をしたりしています。生活リズムに配慮し、18時を過ぎる子どもには食事、おやつ等の提供をしています。子どもの様子は、伝達ノートに記載し、口頭でも申し送りを行って、保護者への伝え漏れがないようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 5歳児クラスでは、指導計画のほか「アプローチカリキュラム」を作成しており、就学に向けた活動内容を設定して保育にあたっています。コロナ禍の影響により、今年度は実施が難しい状況ですが、例年は、小学校訪問や他園の5歳児との交流を行っています。コロナ禍では、散歩で小学校に行ったり、小学生と手紙交流などで子どもたちが卒園と入学を意識しながら、生活を送れるようにしています。保護者に対しては、就学に向けた注意してほしい点等を記載したプリントや学童保育のパンフレットを保護者懇談会で配付し、説明を行っているほか、希望に応じて個別面談を実施するなどして、保護者の安心につなげています。職員は、Web開催の幼保小の接続期研修などで、他園の職員や小学校の教員と連携を図っており、就学先の教員とは、面談や電話などで情報交換を行うなどしています。保育所児童保育要録は、担任保育士が作成し、園長が最終確認を行って就学先の小学校に提出しています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法人で作成されたマニュアルがあり、登園時及び保育中の健康観察について明記されており、職員は、マニュアルに沿って子どもの様子を注意深く観察して、健康状態の把握に努めています。保育中の子どもの体調変化やけがなどは、状況や対応について細かく保護者へ伝えていきます。慢性疾患や予防接種の状況など、保護者から入手した新しい情報は、健康記録に追記して職員間で共有しています。年度ごとに「年間保健計画」を作成しており、月ごとの健康管理における留意点や保健指導の内容を設定しています。「園だより」の中で園での健康管理に関する活動内容を保護者に伝えているほか、感染症の予防策などを記載しています。職員に対して乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する研修を行い、0歳児は5分おきに、1歳児は10分おきに呼吸や顔色などを確認し、記録しています。保護者にはポスターの掲示や入園説明会などで情報提供を行っています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断は、園の嘱託医による内科健診（年2回）と歯科健診（年1回）を全クラスで実施しているほか、身体測定として身長、体重測定を実施しています。診断結果は、内科健診結果票や歯科検診結果票に記録して、個別の健康記録にファイリングし、職員間で共有しています。保護者へは内科健診結果表や歯科検診結果表で健診結果を伝え、必要に応じて医師と連携して対応しています。健診前に保護者から医師への質問を受け付けて、医師からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。嘱託医とは、日ごろから電話での相談や情報交換を行って連携を図っており、健診日に受診ができなかった子どもに対しては、別日を設定して診察をしてもらうなどしています。園では職員が紙芝居や歯の模型を用いて、歯磨きの大切さを子どもが楽しみながら学べるよう工夫しています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と法人が作成しているアレルギー対応に関するマニュアルを基に、園内研修や職員会議でアレルギー疾患のある子どもへの対応方法について学び合っています。アレルギー疾患がある場合には、かかりつけ医による生活管理指導票に基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を実施しています。食物アレルギーの場合には、園での対応方法や配慮事項などについて保護者に説明し、毎月保護者に除去食などを確認してもらっています。食事の提供については、トレイの色を変え、ネームプレートを用いて、席の配置を工夫し、調理担当者と保育士が声出し確認を行いながら事故防止に努めています。慢性疾患等にも、主治医の意見書などを提出してもらい、適切に対応しています。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応については、入園のしおりに記載して入園時に説明しています。ほかの子どもに対しては、アレルギーのある子どもの隣で食べられない理由を伝えています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>給食会議を開催し、保育士と栄養士、調理員の連携を図り、子どもたちが豊かな経験ができるよう情報を共有しています。年齢ごとに食育年間計画を作成し、各クラスの年間指導計画・各指導計画にも取り入れ食育活動を行っています。クッキングや野菜の栽培のほか、食と健康の大切さ、食事マナーなど、さまざまな食育活動を取り入れ保育の計画に位置付け、子どもたちが食に関する知識や関心を深められるようにしています。七夕やクリスマスでは、事前に保育室を飾り付け、華やかに食事を楽しめる雰囲気づくりをしています。職員は、子どもの個人差や食欲などに応じて、食べる量を調整しており、子どもが完食できた喜びを味わえるようにしています。また、苦手な食材も少しずつ食べ進められるよう、優しく声かけをしています。食器は安全性の高い高強度陶磁器を使用し、食具は年齢や発達に応じて大きさや重さを調整しています。毎月発行している給食便り（わんわんぱくだより）には、人気メニューのレシピや旬の食材の効用などを掲載して、保護者に情報を提供しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>園では旬の食材を多く使って季節感を大切にしています。また、七草粥や七夕など四季折々の行事にちなんだメニューを取り入れるなどの取り組みをしています。栄養士は、給与栄養目標量に基づき、子どもの発育状況や体調を考慮して、献立を作成しています。栄養士は、子どもたちの食べている様子を直接見るなど、子どもの咀嚼状況や苦手な食材などの把握に努め、給食日誌に記録しています。給食会議では、残食の多いメニューや味付けなどについて保育士と話し合い、調理方法や盛り付け方法の改善に生かしています。給食業務に関する衛生管理のマニュアルを整備しており、マニュアルに基づいて、給食室内の清掃や消毒、食材の管理などを適切に行い、子どもたちがおいしく安心して食べることのできる給食作りに努めています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>0、1歳児クラスでは、連絡帳で日々の子どもの様子を保護者に伝えており、2歳児から5歳児は、小型ノートで何かある時にはすぐ記入できるようにし、保護者と情報共有をしています。日々の活動の様子は、保育業務支援システムで知らせたり、ボードで掲示したりしています。保護者懇談会や園だより、クラスだよりを通じて、保育内容のねらいや行事の目的などを保護者にわかりやすく伝えるようにしています。保育参観や保育参加では、製作やゲームなどを子どもたちといっしょに楽しみながら、園での生活を知ってもらう良い機会となっています。コロナ禍のため、保護者の行事参加などに制限がある状況ですが、発表会の様子を動画配信し、保護者との連携を大切にしながら、取り組みを実施しています。保護者との情報共有のために必要に応じて個人面談記録や経過記録に記録しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園ではいつでも、保護者が気軽に園や職員に話せるような雰囲気づくりに努め、送迎時には、職員が保護者に声をかけ、コミュニケーションを図っています。保護者の気持ちに寄り添いながらいつでも相談を受ける姿勢を示し、園長も送迎時には保護者と接するよう努めています。保護者からは子育ての悩み、仕事との両立の相談などありますが、内容に応じて園長や主任が対応したり、必要に応じて栄養師も同席したりするなど、安心して相談できる体制を作り支援しています。相談は保護者の希望する時間を選び、面談の場所はプライバシーに配慮した場所で行われています。時には子どもとの関係で悩んでいることがあるなどの相談を受け、リフレッシュできるよう受け入れています。保育士は保護者からの相談に専門職や園長から助言を受けられる体制があります。相談内容は保護者相談記録や経過記録に適切に記録しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>入園時の面談や提出書類等で子どもの家庭の状況・生育歴を把握し、登園時の様子や、着替えの時の視診、子どもの言葉からも様子を知り、変化を見逃さないようにしています。送迎時の保護者との様子、特に帰宅したがる態度などいつもと違う状況や気になることが見えた時は、園長や主任に報告をし、経過記録に記録を残しています。きょうだいがいる場合は、上の子ども、下の子どもの様子を職員は情報共有して兆候を見逃さないよう気を配っています。そして、職員間で協議し、必要に応じて園長から鶴見区役所子ども家庭支援課や児童相談所に伝え、連携して対応します。「児童虐待マニュアル」を策定し、基本的な虐待の種類、虐待発見の手がかりや発見後のフローチャートなど、詳細な手順やポイントを示しています。虐待については予防及び早期発見が重要と考え、マニュアルの読み合わせや事例などから園内研修を実施し、職員間で知識向上に努めています。しかし園長はさらなる研修の充実が必要と考えています。今後も継続して研修を実施していくことが望まれます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>園では職員が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。月間計画や年間計画などの反省やクラスごとの振り返りを通じ、職員間で話し合いをして、また年間を通しての実践の内容などを振り返り、自己評価を行っています。さらに、法人統一の「保育士の自己評価」を用いて、年2回実施しています。全職員共通項目と階層別の項目があり、子どもに関する項目もあります。この自己評価については法人で集計、分析し、共有することで園の課題を把握して、その結果を園の自己評価としてまとめています。また、職員間での話し合いをして学び合うことで保育士のスキルアップにつなげて、自分の仕事に対するモチベーションアップのための評価ともなっています。集計結果から把握した課題については、次年度の保育の改善につながるように取り組んでいます。</p>	